

監 査 報 告 書

令 和 5 年 5 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第7号
令和5年5月17日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

花岡正浩

小畑由起夫

兵庫県監査委員職務執行者

浜田知昭

中野郁吾

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年11月21日から5年5月16日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

一 目 次

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	10
第3 指 摘 項 目 の 内 容	13
地 方 機 関 等	15

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を、兵庫県監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の対象

令和4年11月21日から5年5月16日までの間に実施した監査の対象とした247地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
総務部 東播磨県民局	令和5年5月12日、15日
北播磨県民局	令和5年4月27～28日
中播磨県民センター	令和5年2月1～2日
西播磨県民局	令和5年4月20～21日
但馬県民局	令和5年3月17日
丹波県民局	令和4年11月25日、28日
淡路県民局	令和5年2月3日、6日
東京事務所	令和5年2月3日
県民生活部 兵庫陶芸美術館	令和5年1月17日
危機管理部 広域防災センター	令和5年4月11日
福祉部 中央こども家庭センター	令和5年5月12日
加東こども家庭センター	令和5年4月27日
姫路こども家庭センター	令和5年2月2日
豊岡こども家庭センター	令和5年3月20日
県立明石学園	令和5年5月16日
保健医療部 県立健康科学研究所	令和5年5月16日
食肉衛生検査センター	令和5年5月16日
産業労働部 県立ものづくり大学校	令和5年2月3日
県立但馬技術大学校	令和5年3月20日
農林水産部 県立農林水産技術総合センター	令和5年4月28日
姫路家畜保健衛生所	令和5年2月3日
朝来家畜保健衛生所	令和5年3月20日
淡路家畜保健衛生所	令和5年2月7日
県立森林大学校	令和5年4月14日
環境部 森林動物研究センター	令和5年1月17日

実施機関名	監査実施日
まちづくり部 県立淡路景観園芸学校	令和5年2月7日
教育委員会 播磨東教育事務所	令和5年5月12日
播磨西教育事務所	令和5年2月1日
但馬教育事務所	令和5年3月20日
丹波教育事務所	令和5年1月17日
淡路教育事務所	令和5年2月6日
県立南但馬自然学校	令和5年1月23日
県立但馬やまびこの郷	令和5年1月23日
県立教育研修所	令和5年5月1日
県立図書館	令和5年5月16日
県立歴史博物館	令和5年1月11日
県立コウノトリの郷公園	令和5年3月20日
県立考古博物館	令和5年5月16日
東灘高等学校 外162校	令和4年11月21日、12月2日、12月9日、12月12日、12月14日、12月22日、12月23日、令和5年1月11日、1月16日、1月17日、1月20日、1月23日、1月30日、2月3日、2月7日、3月20日、4月18日、4月25日、5月1日、5月9日、5月10日、5月16日
公安委員会 東灘警察署 外45署	令和4年12月2日、12月12日、12月14日、12月22日、12月23日、令和5年1月11日、1月17日、1月20日、1月23日、2月3日、2月7日、3月20日、4月11日、4月14日、5月1日、5月10日、5月16日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が15機関において39項目あった。内容面では収入事務と財産管理事務が多く、両事務で全指摘項目の3分の2を占めている。

収入事務については、200万円以上の県税高額滞納額が減少するなど努力の跡が見受けられるものの、収入未済額は依然として多額となっている。

財産管理事務については、9項目のうち公用車の損傷に関するものが7項目となっている。

これらに加え、調定決定書に歳入の内容を示す書類を添付していないものや、支出負担行為として整理する時期を誤っているものなど、内部管理等の適正な運用が望まれる誤りが見受けられた。

上記を踏まえて、事務執行を適正・適切に推進していく上で特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	預 貯	収	出	財 産 管 理	工 事 務	勘 定 簿	契 約 簿	合 計	指摘 項 目 の 内 容
東播磨県民局		3						3	15頁
北播磨県民局					1			1	15頁
中播磨県民センター		3	1	3				7	16頁
西播磨県民局		1		1	1			3	17頁
但馬県民局	1	2	1	1			2	7	17頁
丹波県民局		1						1	18頁
淡路県民局	2	2		2		1		7	19頁
中央こども家庭センター		1						1	20頁
姫路こども家庭センター		1	1					2	20頁
豊岡こども家庭センター			1					1	20頁
神戸鈴蘭台高等学校		1						1	20頁
篠山東雲高等学校		2						2	21頁
小野工業高等学校							1	1	21頁
東灘警察署				1				1	21頁
西宮警察署				1				1	21頁
合 計 (15機関)	3	17	4	9	2	1	3	39	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

総務部	東京事務所
県民生活部	兵庫陶芸美術館
危機管理部	広域防災センター
福祉部	加東子ども家庭センター、県立明石学園
保健医療部	県立健康科学研究所、食肉衛生検査センター
産業労働部	県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校
農林水産部	県立農林水産技術総合センター、姫路家畜保健衛生所、朝来家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所、県立森林大学校
環境部	森林動物研究センター
まちづくり部	県立淡路景観園芸学校
教育委員会	播磨東教育事務所、播磨西教育事務所、但馬教育事務所、丹波教育事務所、淡路教育事務所、県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの郷、県立教育研修所、県立図書館、県立歴史博物館、県立コウノトリの郷公園、県立考古博物館、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、尼崎西高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮今津高等学校、西宮北高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、阪神昆陽高等学校、伊丹北高等学校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、猪名川高等学校、有馬高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等学校、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山鳳鳴高等学校、篠山産業高等学校、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路東高等学校、姫路北高等学校、姫路工業高等学校、姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、飾磨工業高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、網干高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等学校、香寺高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、但馬農業高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、青雲高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、のじぎく特

	別支援学校、神戸特別支援学校、西神戸高等特別支援学校、阪神特別支援学校、むこがわ特別支援学校、芦屋特別支援学校、こやの里特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校、氷上特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、姫路しらさぎ特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校、あわじ特別支援学校
公安委員会	灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、篠山警察署、丹波警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、姫路警察署、飾磨警察署、網干警察署、福崎警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、宍粟警察署、南但馬警察署、豊岡警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった15機関、39項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(1) 収入未済について

ア 200万円以上の県税高額滞納額は、前年度同期と比較すると52,029,022円減少（減少率45.9%）しているものの、61,355,028円となっている。（東播磨県民局12,140,770円、中播磨県民センター8,503,376円、西播磨県民局2,460,000円、丹波県民局5,974,515円、淡路県民局32,276,367円）

イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,249,402円減少（減少率4.3%）しているものの、49,675,332円となっている。（東播磨県民局1,925,513円、中播磨県民センター12,661,658円、淡路県民局35,088,161円）

ウ 生活保護費等弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると384,516円増加（増加率8.0%）しており、5,165,737円となっている。（東播磨県民局2,668,540円、中播磨県民センター1,109,592円、但馬県民局1,387,605円）

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

(ア) 道路橋りょう負担金（境界地の道路管理に関する協定に基づく負担金等）の所属年度を誤り、令和4年度収入とすべきところを3年度収入としているものが3件、3,412,312円あった。（但馬県民局）

(イ) 令和3年度の（節）教育施設生産物売払収入及び（節）教育施設製産品売払収入について、調定決定書に当該調定に係る歳入の内容を示す書類を添付していないものが23件（調定総額876,390円）あった。（篠山東雲高等学校）

イ 支出事務について

(ア) 扶助費（一時保護委託費及び里親委託費）を令和3年度支出とするためには同年度中に支出負担行為を行う必要があるが、事務処理が遅れ4年度に行っていたものが107件、11,842,911円あった。（姫路こども家庭センター99件、11,374,563円／豊岡こども家庭センター8件、468,348円）

(イ) 県民まちなみ緑化事業に係る補助金において、支出負担行為として整理する時期は交付決定のときであるにもかかわらず、交付額確定通知日としていたものが1件、4,000,000円あった。（但馬県民局）

(3) 公用車の損傷等について

公用車の損傷について指摘したものは5機関、19台であり、損傷額が100万円を超えるものもあった。（中播磨県民センター8台、但馬県民局8台、淡路県民局1台、東灘警察署1台、西宮警察署1台）

また、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないとされているが、その提出を怠ったこと等のため、2機関で公用車13台の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。（中播磨県民センター8台、西播磨県民局5台）

4 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

収入の促進については、県税事務所において滞納者の財産差押等により徴収を進めるなどの取組が行われた結果、200万円以上の県税高額滞納額の収入未済額は前年度同期と比較すると大幅に減少しており、税込確保に向けた取組により一定の成果が上がっているものと評価できるものの、全体では依然として多額の収入未済がある。

市町をはじめとする関係者との連携や情報・ノウハウの共有などの組織的な対応を図ることにより、新規滞納の発生防止はもとより、長期の滞納者や償還に誠意のない債務者に対しては、連帯保証人への催告の強化や強制執行の実施に取り組むとともに、法令等に基づく債権整理を進めるなど、滞納整理ガイドラインや債権管理標準マニュアル等による取組に引き続き努められたい。

(2) 経理事務の適正化について

収入の所属年度を誤っていた事例や支出負担行為の整理時期の誤りなどは、その多くが財務会計事務に係る基本的な理解度不足や事務処理の際の不十分な確認に起因するも

のであるとともに、組織的なチェック体制が機能しなかったことも原因であると考えられる。

組織的なチェック機能の強化、経理事務に精通した人材の養成等による体制強化、財務会計システムや総務事務システムの機能向上による単純な人為的ミス未然防止などに努められたい。

(3) 公用車の損傷防止及び適正な管理について

公用車の損傷防止については、これまでも各機関において交通安全研修の実施や職場会議等での意識啓発等の取組が行われてきたところであり、一定の取組成果が見られる機関もあるものの、指摘事項の中には損傷額が100万円を超える高額なものもあるほか、指摘に至らない損傷も依然多数発生している。

このことから、所属職員に対して安全運転を励行させることは、所属長の義務であることを再認識し、事故事例の共有を通じた注意喚起、発生原因の的確な検証に基づく再発防止対策の徹底や効果的な取組事例の共有化とともに、バックモニター等の安全装置の設置など、引き続き実効性のある対応策を講じられたい。

また、損傷の発生時期や原因が不明となっていたことについて、所属長は、自らの管理責任を十分に認識し、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知徹底するとともに、運行前後の点検や定期的な一斉点検の実施、チェックリストの統一化など効果的な点検及び適切な結果記録による損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理に努められたい。

(4) 内部管理等の取組強化について

県立学校において、根拠書類のない調定決定書が多数あったという学校生産物等の売払いに係る経理事務に関連し、担当職員による公金の横領が発覚したことは誠に遺憾である。

今回の事例に鑑みると、内部管理等が適正に行われていれば発生を防止できたものと考えられることから、現金を取り扱う際は必ず複数人での確認を徹底するなど県立学校におけるチェック体制等の再確立に努め、教育委員会で取り組んでいる知事部局に準じた内部管理の取組を一層強化されたい。

あわせて、県全体における内部管理制度等の適正な運用にも努められたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

地方機関等

(総務部関係)

東播磨県民局

加古川県税事務所

収税事務について

令和4年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は2人、総額は12,140,770円で、うち滞納繰越分は9,519,370円である。

加古川健康福祉事務所

収入の促進について

令和4年度(12月末現在)における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は380件、総額は2,668,540円で、うち滞納繰越分は331件、2,225,981円である。

加古川土木事務所

収入の促進について

令和4年度(12月末現在)における雑入(道路損傷行為に係る費用負担金)等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は5件、総額は1,925,513円で、うち滞納繰越分は3件、1,825,706円である。

北播磨県民局

加東農林振興事務所

工事関係事務について

週休2日制の経費補正の適用を誤ったこと等のため、農山漁村地域整備交付金事業の設計が1件、389,400円過少設計となっていた。

中播磨県民センター

県民交流室

1 物品の損傷について

令和3年11月1日から4年10月31日において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故等が8件（県有車両損傷額444,565円、リース車修繕費1,624,469円）あった。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民センターが把握した公用車8台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

姫路県税事務所

収税事務について

令和4年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は2人、総額は8,503,376円で、全額が滞納繰越分である。

中播磨健康福祉事務所

1 収入の促進について

令和4年度（10月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は245件、総額は1,109,592円で、うち滞納繰越分は216件、932,409円である。

2 経理事務について

除算期間の算定を誤ったこと等のため、期末手当等が6件、67,907円過少支給となっていた。

姫路土木事務所

1 収入の促進について

令和4年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は39件、総額は12,661,658円で、うち滞納繰越分は33件、10,109,848円である。

2 占・使用許可事務について

令和4年3月までに許可期間が満了した港湾施設使用許可等のうち、4年10月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。

西播磨県民局

総務企画室

物品の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車5台及び物品1件の損傷等は、損傷等の発生時期や原因が不明となっていた。

龍野県税事務所

収税事務について

令和4年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は1人、総額は2,460,000円である。

光都土木事務所

工事関係事務について

仮設材等の運搬・積込み・取卸し数量を誤ったこと等のため、県単独河川緊急防災・減災対策事業等の設計が2件、3,136,336円過大設計となっていた。

但馬県民局

総務企画室

1 経理事務について

道路橋りょう負担金（境界地の道路管理に関する協定に基づく負担金等）の所属年度を誤り、令和4年度収入とすべきところを3年度収入としているものが3件、3,412,312円あった。

2 物品の損傷について

令和3年10月1日から4年9月30日において、特に注意喚起を要する公用車等の自損事故等が9件（県有車両等損傷額247,456円、リース車修繕費1,159,912円）あった。

豊岡健康福祉事務所

1 収入の促進について

令和4年度（9月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は158件、総額は1,387,605円で、うち滞納繰越分は137件、1,116,535円である。

2 予算執行について

令和3年度以降の債務負担行為がないのに、清掃業務委託等に係る契約で、2年度中に締結しているものが4件、2,366,504円あった。

豊岡農林水産振興事務所

契約事務について

円山川流域一筆排水柵設置工事（6）（当初設計額525,800円）において、別途発注すべき異なる箇所の砂利舗装工事を設計変更（変更後設計額1,120,900円）により追加発注していた。

豊岡土木事務所

1 経理事務について

県民まちなみ緑化事業に係る補助金において、支出負担行為として整理する時期は交付決定のときであるにもかかわらず、交付額確定通知日としていたものが1件、4,000,000円あった。

2 契約事務について

豊岡大橋歩道部通行止めにかかる豊岡北中学校・田鶴野幼小学校通学用バス運行業務委託契約に係る履行確認を行った後、9か月以上経過して還付されている契約保証金が1件、708,180円あった。

丹波県民局

丹波県税事務所

収税事務について

令和3年度（4年6月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は1人、総額は5,974,515円である。

淡路県民局

総務企画室

物品の損傷について

令和3年11月1日から4年10月31日において、特に注意喚起を要する公用車の衝突事故が1件（損傷額1,370,837円）あった。

洲本県税事務所

収税事務について

令和4年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は2人、総額は32,276,367円で、全額が滞納繰越分である。

洲本農林水産振興事務所

補助事業について

平成29年度から令和3年度までの5年間に県が500万円以上の補助金を交付し、市町等が施工、設置した施設、機械で稼働後1年以上経過したもののうち、利用計画に対する3年度の利用率が36.3%、47.1%と著しく低調なものが産地競争力強化総合対策事業等において2件あった。

洲本土木事務所

1 収入の促進について

令和4年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は51件、総額は35,088,161円で、うち滞納繰越分は41件、32,348,901円である。

2 予算執行について

- (1) 事故繰越しをする場合は、年度内に支出負担行為をしたことが要件とされており、完成検査に要する経費その他の事務経費等関連経費を除いて、翌年度に新たに支出負担行為をすることはできないが、都市計画公園整備事業において、事故繰越しした工事請負契約の増額変更に係る支出負担行為を行っていたものが1件、6,924,971円あった。
- (2) 事故繰越しをする場合は、年度内に支出負担行為をしたことが要件とされているが、
（目）公園費において、支出負担行為をせずに事故繰越しした（節）委託料403,000円を（節）工事請負費に流用していた。

3 財産管理事務について

令和4年10月末において同所が管理するふ頭の収益施設用地のうち、利用率が16.4%、17.9%と低調なものが2か所あった。

(福祉部関係)

中央こども家庭センター

収入の促進について

令和4年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は167件、総額は1,054,189円で、うち滞納繰越分は131件、749,549円である。

姫路こども家庭センター

1 収入の促進について

令和4年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は276件、総額は2,306,248円で、うち滞納繰越分は232件、1,718,614円である。

2 経理事務について

扶助費（一時保護委託費及び里親委託費）を令和3年度支出とするためには同年度中に支出負担行為を行う必要があるが、事務処理が遅れ4年度に行っていたものが99件、11,374,563円あった。

豊岡こども家庭センター

経理事務について

扶助費（一時保護委託費）を令和3年度支出とするためには同年度中に支出負担行為を行う必要があるが、事務処理が遅れ4年度に行っていたものが8件、468,348円あった。

(教育委員会関係)

神戸鈴蘭台高等学校

経理事務について

全日制高校授業料が2件、1,544,400円調定漏れとなっていた。

篠山東雲高等学校

1 収入の促進について

令和3年度（4年6月末現在）における教育施設生産物売払収入の収入未済は、1件、785,960円である。

2 経理事務について

調定決定書には、当該調定に係る歳入の内容を示す書類（収入の根拠及び金額の算定内容を明らかにしたもの）を添えなければならないが、令和3年度の（節）教育施設生産物売払収入及び（節）教育施設製産品売払収入について、根拠書類のない調定決定書が23件（調定総額876,390円）あった。

上記に関連し、同校において、公金である学校生産物等の売払収入について、担当職員による横領が発覚したことは誠に遺憾である。

小野工業高等学校

契約事務について

落札者の入札保証金は、契約締結時に契約保証金の一部に充当すべきであるのに、これを行わなかったため、電気炉一式の購入に係る契約で、契約保証金の不足しているものが1件（不足額357,500円）あった。

(公安委員会関係)

東灘警察署

物品の損傷について

令和3年9月1日から4年8月31日において、特に注意喚起を要する公用車の接触事故が1件（損傷額1,529,090円）あった。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価格を記載した。

西宮警察署

物品の損傷について

令和3年9月1日から4年8月31日において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故が1件（損傷額1,563,320円）あった。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価格を記載した。